

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 非居住者企業の持分譲渡に係る特殊性税務処理について

中国国家税务总局が「非居住者の持分譲渡に係る特殊税務処理の適用に関する問題についての公告」（国家税务总局公告 2013 年第 72 号、以下第 72 号公告という）を 2013 年 12 月 12 日付で公布しました。この公告により特殊税務処理に関する税務手続きの迅速化が期待されます。

1. 特殊税務処理

(1) 特殊税務処理の適用要件

中国の特殊税務処理については「企業再編業務の企業所得税の処理に係る若干の問題に関する財政部および国家税务总局の通知」財税[2009]59 号、以下 59 という）により規定されています。持分譲渡に特殊税務処理の適用が可能となる要件は以下の全てを満たす必要があります。

- イ) 合理的な商業目的を有し、かつ、税額の納付を減少させ免れまたは遅延させることを目的としないこと。
- ロ) 買収企業の購入した持分が被買収企業の全部の持分の 75% を下回らないこと。
- ハ) 企業再編後の連続する 12 カ月以内に再編資産の元来の実質的経営活動を変更しないこと。
- ニ) 再編取引の対価における持分支払額が支払総額の 85% を下回らないこと。
- ホ) 企業再編において持分を取得した者が再編後の連続する 12 カ月内に取得した持分を譲渡しないこと。

(2) 特殊税務処理

(1)の適用要件を満たした場合には、譲渡所得にかかる企業所得税の課税は繰り延べられます。

2. 非居住者の持分譲渡にかかる特殊税務処理手続き

第 72 号公告が対象とする非居住者の持分譲渡とは以下のいずれかの場合となります。

- イ) 非居住者企業が 100% 支配している他の非居住者企業に居住者の持分を譲渡する場合で一定の場合
- ロ) 非居住者企業が 100% 支配している居住者企業に対し居住者の持分を譲渡する場合
- ハ) 居住者企業が保有する資産または持分を用いて 100% 支配する非居住者企業に対し投資をする場合

これまで非居住者の持分譲渡に係る税務手続きについては、主管税務機関に対し書面による届出記録資料を提出し、かつ、省級の税務機関の審査・認証を受けなければならないとされていました（「非居住者の持分譲渡所得に係る企業所得税管理の強化に関する通達」国税函[2009]698 号第 9 条、以下 698 号という）。

今回の第 72 号公告では書類が揃っている場合にはその場で「非居住者企業による持分譲渡における特殊性税務処理適用に係る届出表」に署名捺印し、届出人に返却しなければなりません。その後受理日より 30 営業日以内に届出事項について調査確認を行って意見を提出し、この届出資料および意見を省級税務機関に報告することとなりました（第 72 号公告第 4、5 条）。

省級税務機関に対して審査・認証が必要であったものが報告になったことにより今後の手続きの迅速化が期待されます。

お見逃しなく！

非居住者による持分譲渡につき特殊税務処理の適用を受ける場合には、工商変更登記手続き完了後 30 日以内に所轄税務局に届出を行わなければならないため、書類の準備を速やかに進める必要があります。